

改正

平成16年 9 月28日規則第83号

平成17年 3 月31日規則第28号

平成19年11月28日規則第97号

平成25年 3 月22日規則第16号

平成27年 8 月19日規則第61号

平成28年 3 月31日規則第 9 号

令和 6 年 3 月29日規則第41号

令和 6 年12月27日規則第104号

川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例（平成16年川崎市条例第27号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請等)

第 2 条 条例第 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可を受けようとする者は、許可申請書（第 1 号様式）に、次に掲げる図書又は書面を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 立面図
- (5) 断面図
- (6) その他市長が必要と認めるもの

2 市長が条例第 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可をしたときは、許可通知書（第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

(斜面地対象行為の計画確認申請書の提出等)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の規定による申請書の提出は、斜面地対象行為の計画確認申請書（第 3 号様式）に、別表に掲げる図書その他市長が必要と認める図書又は書面を添えて行うものとする。

2 前項の申請書及び添付図書等の提出部数は、正本 1 通、副本 1 通及び写し 1 通とする。

3 第1項の申請書の提出は、斜面地対象行為が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる日以後に行うよう努めなければならない。

(1) 川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例（平成15年川崎市条例第29号）第2条第4号に規定する対象事業（同条例第3条に掲げるものを除く。） 同条例第17条第1項に規定する説明報告書の提出日

(2) 川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第2条第2号に規定する指定開発行為 同条例第27条の規定による条例評価書の公告（同条例第2条第2号ウに規定する第3種行為にあつては、同条例第25条第1項の規定による条例審査書の公告）の日

(3) 川崎市環境影響評価に関する条例第2条第2号ただし書に規定する法対象事業 環境影響評価法（平成9年法律第81号）第27条の規定による評価書の公告の日

(4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第15項に規定する都市計画事業又は同法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区内において同条第2項の規定により定められた地区整備計画に基づいて行われる事業 同法第17条第1項に規定する縦覧期間満了の日
(許可を要しない開発行為等)

第4条 条例第4条第1項第2号（条例第6条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規則で定める開発行為は、次の各号に規定する開発行為とし、条例第4条第1項第2号の規則で定める日は、当該各号に掲げる斜面地対象行為の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 都市計画法第29条第1項第5号に掲げる開発行為に該当するもの 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項又は第14条第1項若しくは第2項に規定する認可の申請を行う日

(2) 都市計画法第29条第1項第6号に掲げる開発行為に該当するもの 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の9第1項に規定する認可の申請を行う日

(3) 都市計画法第29条第1項第7号に掲げる開発行為に該当するもの 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第33条第1項又は第37条第1項に規定する認可の申請を行う日

(斜面地対象行為の計画確認通知書等)

第5条 条例第4条第2項の規定による通知は、適合していることを確認したときは斜面地対象行為の計画（変更）確認通知書（第4号様式）に、適合しないことを認めたときは斜面地対象行為の計画（変更）不適合通知書（第5号様式）に、それぞれ第3条第1項の申請書の副本及びその

添付図書等を添えて行うものとする。

(隣地境界線の位置からの距離に関する基準に適合することを要しない斜面地建築物の部分等)

第6条 条例第5条第2号に規定する規則で定める斜面地建築物の部分等は、次の各号に掲げる斜面地建築物の部分等の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 斜面地建築物の外壁又はこれに代わる柱の面 隣地境界線の位置から4メートル未満の範囲にある外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの
- (2) 斜面地建築物以外の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面 次のいずれかに該当するもの
ア 隣地境界線の位置から4メートル未満の範囲にある外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの
イ 隣地境界線の位置から4メートル未満の範囲にある軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの
- (3) 擁壁以外の工作物 隣地境界線の位置から4メートル未満の範囲にある高さが2.3メートル以下で、かつ、築造面積の合計が5平方メートル以内であるもの
- (4) 擁壁 既存の崖面に災害を防止するために必要な措置を講ずるためのもの

第7条及び第8条 削除

(斜面地対象行為の計画変更確認申請書の提出等)

第9条 条例第6条第1項の規定による申請書の提出は、斜面地対象行為の計画変更確認申請書(第6号様式)に、変更に係る内容を示した図書を添えて行うものとする。

2 前項の申請書及び添付図書の提出部数は、正本1通、副本1通及び写し1通とする。

3 第1項の申請書の提出は、斜面地対象行為が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる日以後に行うよう努めなければならない。

- (1) 川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例第2条第4号に規定する対象事業(同条例第3条に掲げるものを除く。)で、同条例第24条第3項の規定により同条例第17条第1項に規定する説明報告書の提出を再度行うもの 当該説明報告書の提出日
- (2) 川崎市環境影響評価に関する条例第2条第2号に規定する指定開発行為で、同条例第28条第2項の規定により同条例第27条の規定による条例評価書(同条例第2条第2号ウに規定する第3種行為にあつては、同条例第25条第1項の規定による条例審査書)の公告を再度行うもの 当該条例評価書又は当該条例審査書の公告の日
- (3) 川崎市環境影響評価に関する条例第2条第2号ただし書に規定する法対象事業で、環境影響評価法第28条の規定により同法第27条に規定する評価書の公告を再度行うもの 当該評価書

の公告の日

- (4) 都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業又は同法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区内において同条第2項の規定により定められた地区整備計画に基づいて行われる事業で、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定による縦覧を行うもの
当該縦覧の期間満了の日

(軽微な変更)

第10条 条例第6条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 地名地番の変更
(2) 工事監理者又は工事の請負人の変更
(3) 工事着手予定年月日又は工事完了予定年月日の変更
(4) 当該変更により条例第5条の規定に係る変更が生じない場合で、新たに確認を受ける必要がないと市長が認めたもの

(斜面地対象行為の計画変更確認通知書等)

第11条 条例第6条第2項において準用する条例第4条第2項の規定による通知は、適合していることを確認したときは斜面地対象行為の計画（変更）確認通知書に、適合しないことを認めたときは斜面地対象行為の計画（変更）不適合通知書に、それぞれ第9条第1項の申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。

(変更届出書)

第12条 条例第6条第3項及び第7条の規定による届出は、変更届出書（第7号様式）により行うものとする。

(斜面地対象行為の工事完了検査申請書等)

第13条 条例第9条第1項の規定による検査の申請は、斜面地対象行為の工事完了検査申請書（第8号様式）に、当該斜面地対象行為の計画の確認に要した図書又は書面（条例第6条第1項の規定により変更の確認を受けた斜面地対象行為にあつては、当該変更の確認に要した図書を含む。）を添えて行うものとする。

(斜面地対象行為の工事完了適合証)

第14条 条例第9条第5項の適合証は、斜面地対象行為の工事完了適合証（第9号様式）とする。

(身分証明書)

第15条 条例第12条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（第10号様式）とする。

(応急措置として行う行為)

第16条 条例第13条第1号の規則で定める行為は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項に規定する応急仮設建築物の建築を目的とする斜面地対象行為とする。

（委任）

第17条 この規則の実施に関し必要な事項は、まちづくり局長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 条例附則第2項の規則で定めるものは、都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則（昭和47年川崎市規則第76号）第2条に規定する事前審査の申請を行ったものとする。

附 則（平成16年9月28日規則第83号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成17年3月31日規則第28号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成19年11月28日規則第97号）

この規則は、平成19年11月30日から施行する。

附 則（平成25年3月22日規則第16号）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成27年8月19日規則第61号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成28年 3 月31日規則第 9 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則（第 1 条、第16条及び第19条を除く。）による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（令和 6 年 3 月29日規則第41号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（令和 6 年12月27日規則第104号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条及び第 5 条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

別表（第 3 条関係）

図書の種類	明示すべき事項
位置図（縮尺2, 500分の 1 以上）	方位、道路、目標となる地物及び作成者の記名押印又は署名
配置図（縮尺500分の 1 以上）	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物及び工作物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁、井戸及びし尿浄化槽

	又は合併処理浄化槽の位置、敷地及び隣地の地盤高及び等高線、建築物及び工作物の各部分の高さ、敷地の接する道路の位置及び幅員、斜面地建築物が周囲の地面と接する位置の地盤高、断面図の断面の位置並びに設計者の記名押印又は署名
現況図（縮尺500分の1以上）	縮尺、方位、敷地境界線、敷地の周辺の道路、河川、水路、その他公共施設の位置及び形状、敷地内における予定建築物等の位置、敷地及び隣地の地盤高及び等高線、敷地に接する道路の位置、形状、幅員及び地盤高、擁壁の位置及び高さ並びに作成者の記名押印又は署名
造成計画平面図（縮尺500分の1以上）	縮尺、方位、敷地境界線、切土又は盛土をする土地の部分、工作物の位置、種類及び高さ、のり面の位置、形状、高さ及び勾配、その他構造物の位置、種類及び規模、道路の中心線、延長、幅員、勾配及び交差点の計画高、計画地盤高、敷地に接する土地の地盤高、縦横断線及び符号並びに設計者の記名押印又は署名
造成計画断面図（縮尺300分の1以上）	造成計画平面図の縦横断線の符号、現地盤高、計画地盤高、切土及び盛土の断面及び高さ、がけ、道路、河川、水路等の構造物の位置及び形状並びに設計者の記名押印又は署名
各階平面図（縮尺300分の1以上）	縮尺、方位、寸法、間取、各室の用途、開口部の位置及び設計者の記名押印又は署名
2面以上の立面図（縮尺300分の1以上）	縮尺、寸法、開口部のある位置及び設計者の記名押印又は署名
2面以上の断面図（縮尺300分の1以上）	縮尺、寸法、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ、建築物の高さ並びに設計者の記名押印又は署名
求積図	床面積計算図及び面積計算表

第1号様式

許 可 申 請 書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

申請者 住 所 _____
氏 名 _____

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名)

川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例第3条第2項第2号の規定による許可を申請します。

1	建 築 主 住 所 氏 名	電 話 ()		
2	代 理 者 資 格 住 所 氏 名 建 築 士 事 務 所 名	()建築士()登録第 号 電 話 () ()建築士事務所()知事登録第 号		
3	(1) 地 名 地 番			
敷 地 の 位 置	(2) 用 途 地 域		(3) 容 積 率 及 び 建 蔽 率	_____% _____%
	(4) 防 火 地 域	防火、準防火、 指定なし	(6) その他の区域、 地域又は地区	
	(5) 川崎市建築基準条例 第7条の規定による 日影時間の指定	(一)、(二)、(三)、 指定なし		
	4	主 要 用 途		
		申 請 部 分	申 請 以 外 の 部 分	合 計
5	敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²
6	建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
7	延 べ 面 積	(m ²)	(m ²)	(m ²)
8	工 事 着 工 予 定 年 月 日	年 月 日	9 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
10	許 可 を 受 け よ う と す る 具 体 的 事 項			
※受付処理欄		※手数料欄		
		※許可欄	年 月 日	
			第 号	

注1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 3の項(4)及び(5)の号は、該当するものを○で囲んでください。

3 4の項は、できるだけ具体的に記入してください。

4 7の項()内には、自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計を記入してください。

5 10の項は、許可に係る内容を記入してください。

第2号様式

許可通知書

川崎市指令 第 号

住所
氏名 様

次の斜面地建築物の計画について、川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例第3条第2項第2号の規定による許可をしましたので、通知します。

年 月 日

川崎市長 印

1	建築主住所氏名	電話 ()		
2	代理者資格 住所氏名 建築士事務所名	()建築士()登録第 号 電話 () ()建築士事務所()知事登録第 号		
敷地の位置	(1) 地名地番			
	(2) 用途地域	(3) 容積率及び 建ぺい率	% %	
	(4) 防火地域	防火、準防火、指定なし	(6) その他の区域、 地域又は地区	
	(5) 川崎市建築基準条例第7条の規定による日影時間の指定	(一)、(二)、(三)、 指定なし		
4	主要用途			
		申請部分	申請以外の部分	合計
5	敷地面積	m ²	m ²	m ²
6	建築面積	m ²	m ²	m ²
7	延べ面積	m ² ()	m ² ()	m ² ()
8	工事着手予定年月日	年 月 日	9 工事完了 予定年月日	年 月 日
10	許可に係る具体的事項			

第 3 号様式

(1 枚目)

斜面地対象行為の計画確認申請書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

申 請 者 住 所
氏 名
電 話 ()

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

※受付年月日及び番号	年 月 日 第 号
※ 備 考	

(2 枚目)

地 名 地 番	
開 発 行 為 の 有 無	☐ 有 ☐ 無
斜 面 地 対 象 行 為 の 該 当 要 件	☐ 周囲の地面と接する位置の高低差が 3 m を超える ☐ 敷地内の地面の高低差が 5 m を超える
用途地域 (指定容積率／ 指 定 建 蔽 率)	地 域 (% / %)
高 度 地 区	第 種高度地区 ・ 指定なし
規 制 に 関 す る 区 域	急傾斜地崩壊危険区域・その他 ()
敷 地 面 積	m ²
主 要 用 途	☐ 共同住宅 ☐ 長屋 ☐ 老人ホーム等 ()
工 事 種 別	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転
建築面積 (建蔽率)	m ² (%)
延べ面積 (容積率)	m ² (%) (地階の住宅の部分 m ²)
建 築 物 の 高 さ	m
階 数	階数 (地上 、地下)
総 層 数 ・ 絶 対 高 さ	層 ・ 建築物が周囲の地面と接する最も低い位置からの高さ m
戸 数	戸
斜面地対象行為者の 住所、氏名及び電話番号	
代 理 者 の 住 所 氏 名 及 び 電 話 番 号	
設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名	
工 事 監 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	
工事の請負人の住所 及 び 氏 名	
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日

注 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 斜面地対象行為者、設計者、工事監理者又は工事の請負人が 2 以上のときは、この申請書には代表となる者について記入し、別紙に他の者についてそれぞれ必要な事項を記入して添付してください。

3 代理者の場合は、代理権を有することを証する書面を添付してください。

第 4 号様式

斜面地対象行為の計画(変更)確認通知書

川崎市指令 第 号

住 所

氏 名 様

次の斜面地対象行為の計画は、川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例第5条の基準に適合していることを確認しましたので、通知します。

年 月 日

川崎市長 印

確認申請受付年月日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
地 名 地 番	
敷 地 面 積	㎡
延 べ 面 積（容 積 率）	㎡ （ %）
階 数	階数 （地上 、地下 ）

斜面地対象行為の計画(変更)不適合通知書

川崎市指令 第 号

住 所

氏 名 様

別添の申請書及び図書又は書面に記載の斜面地対象行為の計画は、次の理由により川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例第5条の基準に適合しないことを認めましたので、通知します。

年 月 日

川崎市長 印

理由

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

第 6 号様式
(1 枚目)

斜面地対象行為の計画変更確認申請書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

申 請 者 住 所
氏 名
電 話 ()

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

計画変更前の確認通知 書交付年月日及び番号	年 月 日 第 号
計 画 変 更 の 概 要	
※受付年月日及び番号	年 月 日 第 号
※ 備 考	

(2 枚目)

地 名 地 番	
開 発 行 為 の 有 無	☐ 有 ☐ 無
斜 面 地 対 象 行 為 の 該 当 要 件	☐ 周囲の地面と接する位置の高低差が 3 m を超える ☐ 敷地内の地面の高低差が 5 m を超える
用途地域(指定容積率/ 指 定 建 蔽 率)	地域 (% / %)
高 度 地 区	第 種高度地区 ・ 指定なし
規 制 に 関 す る 区 域	急傾斜地崩壊危険区域・その他 ()
敷 地 面 積	m ²
主 要 用 途	☐ 共同住宅 ☐ 長屋 ☐ 老人ホーム等 ()
工 事 種 別	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転
建築面積(建蔽率)	m ² (%)
延べ面積(容積率)	m ² (%) (地階の住宅の部分 m ²)
建 築 物 の 高 さ	m
階 数	階数 (地上 、地下)
総 層 数 ・ 絶 対 高 さ	層 ・ 建築物が周囲の地面と接する最も低い位置からの高さ m
戸 数	戸
斜面地対象行為者の 住所、氏名及び電話番号	
代 理 者 の 住 所 氏 名 及 び 電 話 番 号	
設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名	
工 事 監 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	
工事の請負人の住所 及 び 氏 名	
工事着手(予定)年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日

注 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 斜面地対象行為者、設計者、工事監理者又は工事の請負人が2以上のときは、この申請書には代表となる者について記入し、別紙に他の者についてそれぞれ必要な事項を記入して添付してください。

3 代理者の場合は、代理権を有することを証する書面を添付してください。

第7号様式

変 更 届 出 書

年 月 日

(あて先)川 崎 市 長

申 請 者 住 所

氏 名

印

電 話 ()

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例第6条第3項(第7条)の規定により、次のとおり届け出ます。

確認通知書交付年月日 及 び 番 号	年	月	日	第	号
斜面地対象行為者	変更前				
	変更後				
地 名 地 番	変更前				
	変更後				
工 事 監 理 者	変更前				
	変更後				
工 事 の 請 負 人	変更前				
	変更後				
工事着手予定年月日	変更前				
	変更後				
工事完了予定年月日	変更前				
	変更後				
そ の 他	変更前				
	変更後				
変 更 の 理 由					
※受付年月日及び番号	年	月	日	第	号

注 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 申請者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記入を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

3 代理者の場合は、代理権を有することを証する書面を添付してください。

第8号様式

斜面地対象行為の工事完了検査申請書

年 月 日

(あて先)川 崎 市 長

申 請 者 住 所

氏 名

印

電 話 ()

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

地 名 地 番			
確認通知書交付年月日 及 び 番 号	年	月	日 第 号
斜面地対象行為者の 住所、氏名及び電話番号			
代 理 者 の 住 所 氏 名 及 び 電 話 番 号			
設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名			
工 事 監 理 者 の 住 所 及 び 氏 名			
工事の請負人の住所 及 び 氏 名			
工 事 着 手 年 月 日	年	月	日
工 事 完 了 年 月 日	年	月	日
※受付年月日及び番号	年	月	日 第 号
※検 査 年 月 日	年	月	日
※検 査 結 果	合 ・ 否		
※適 合 証 交 付 年 月 日 及 び 番 号	年	月	日 第 号
※ 備 考			

注 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 申請者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記入を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

3 斜面地対象行為者、設計者、工事監理者又は工事の請負人が2以上のときは、この申請書には代表となる者について記入し、別紙に他の者についてそれぞれ必要な事項を記入して添付してください。

4 「確認通知書交付年月日及び番号」の欄は、計画変更の確認を受けている場合は直前の計画変更の確認について記入してください。

5 代理者の場合は、代理権を有することを証する書面を添付してください。

第 9 号様式

斜面地対象行為の工事完了適合証

川崎市指令 第 号

住 所

氏 名 様

次の斜面地対象行為の工事は、川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例第9条第4項の規定による検査の結果、川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例第5条の基準に適合していることを証明します。

年 月 日

川崎市長 印

確認通知書交付年月日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
地 名 地 番	
敷 地 面 積	㎡
延 べ 面 積（容 積 率）	㎡ （ %）
階 数	階数 （地上 、地下 ）
検 査 年 月 日	

(表)

第	号	身 分 証 明 書	
		所 属	
		職 名	
		氏 名	
		生年月日	年 月 日
上記の者は、川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例第12条第1項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。 年 月 日 川崎市長 印 (有効期限 年 月 日)			

(裏)

川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例(抜粋) (報告等の徴収及び立入検査)
第12条 市長は、第4条から前条までの規定の施行に必要な限度において、斜面地対象行為者又は斜面地対象行為に係る設計者、工事監理者若しくは工事の請負人に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に斜面地対象行為に係る土地の区域内に立ち入り、斜面地対象行為に係る建築物等、土地若しくは工事の状況を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(用紙 縦6センチメートル、横8.5センチメートル)